

## 地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費(人件費以外)に充てることとされています。

平成27年度の地方消費税(社会保障財源化分)の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	66,442
【歳出】	地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	588,992

(単位：千円)

区分		平成27年度 決算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国庫支出金	都支出金	その他		地方消費税交付金(社会保障財源化分)
民生費	社会福祉費	394,434	28,606	365,828	58,607	147,095	4,161	155,965	17,593
	老人福祉費	349,752	0	349,752	857	77,536	3,291	268,068	30,240
	児童福祉費	320,416	37,076	283,340	68,948	91,249	18,604	104,539	11,793
衛生費	保健衛生費	303,203	53,834	249,369	24	178,055	10,870	60,420	6,816
合 計		1,367,805	119,516	1,248,289	128,436	493,935	36,926	588,992	66,442

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各区分の一般財源で按分